

平成 2 8 年 1 2 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 136 号	五島市部設置条例の制定について	1
議案第 137 号	五島市役所支所設置条例の一部改正について	4
議案第 138 号	五島市税条例等の一部改正について	5
議案第 139 号	五島市国民健康保険税条例の一部改正について	1 4
議案第 140 号	五島市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正について	1 7
議案第 141 号	五島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	1 9
議案第 142 号	五島市武道館条例及び五島市民福江・富江プール条例の一部改正等について	2 1
議案第 143 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	2 4
議案第 144 号	富江地域福祉センターの指定管理者の指定について	2 6
議案第 145 号	保育事業所の指定管理者の指定について	2 7
議案第 146 号	認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について	2 8
議案第 147 号	生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	2 9
議案第 148 号	デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3 0
議案第 149 号	農村集会所の指定管理者の指定について	3 1
議案第 150 号	産品センター鬼岳四季の単の指定管理者の指定について	3 2

議案第 151 号	玉之浦農林産物加工研修所の指定管理者の指定について	3 3
議案第 152 号	荒川集会所の指定管理者の指定について	3 4
議案第 153 号	大宝漁村センターの指定管理者の指定について	3 5
議案第 154 号	小浦集会所の指定管理者の指定について	3 6
議案第 155 号	玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について	3 7
議案第 156 号	市民三井楽プールの指定管理者の指定について	3 8
議案第 157 号	笠松宏有記念館の指定管理者の指定について	3 9
議案第 158 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	4 0
議案第 159 号	字の区域の変更について	4 7
議案第 160 号	長崎県市町村総合事務組合の規約の変更について	6 8
議案第 161 号	平成 2 8 年度五島市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 162 号	平成 2 8 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 163 号	平成 2 8 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 164 号	平成 2 8 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
報告第 1 7 号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	7 0

議案第136号

五島市部設置条例の制定について
五島市部設置条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市部設置条例

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 市民生活部
- (3) 地域振興部
- (4) 農林水産部
- (5) 建設水道部

(部の分掌事務)

第2条 部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務企画部
 - ア 秘書に関すること。
 - イ 議会及び行政一般に関すること。
 - ウ 組織機構及び定員管理に関すること。
 - エ 職員の人事及び給与に関すること。
 - オ 市政全般の総合的な計画に関すること。
 - カ 行財政の総括的な施策運営及び調整に関すること。
 - キ 財務に関すること。
 - ク 情報化の推進に関すること。
 - ケ 広報及び広聴に関すること。
 - コ 市税及び国民健康保険税に関すること。
- (2) 市民生活部
 - ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

- イ 市民生活に関する事。
- ウ 社会福祉に関する事。
- エ 介護保険及び介護予防に関する事。
- オ 保健予防に関する事。
- カ 国民健康保険、老人保健医療及び後期高齢者医療並びに国民年金に関する事。

- キ 環境の保全に関する事。
- ク 廃棄物の減量及び処理に関する事。

(3) 地域振興部

- ア 雇用対策に関する事。
- イ 商工業に関する事。
- ウ 交通運輸に関する事。
- エ 再生可能エネルギーに関する事。
- オ 観光に関する事。
- カ 物産に関する事。
- キ スポーツの普及振興に関する事。
- ク スポーツ交流イベントに関する事。

(4) 農林水産部

- ア 農業及び畜産業に関する事。
- イ 林業に関する事。
- ウ 水産業に関する事。
- エ 漁港に関する事。

(5) 建設水道部

- ア 土木に関する事。
- イ 建築及び市営住宅に関する事。
- ウ 都市計画に関する事。
- エ 道路、公園、港湾及び河川の維持管理に関する事。
- オ 国土調査に関する事。
- カ 簡易水道に関する事。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(五島市課設置条例の廃止)

2 五島市課設置条例（平成16年五島市条例第10号）は、廃止する。

(提案理由)

平成29年度の組織機構の見直しにおいて、新たに部制を導入するため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第137号

五島市役所支所設置条例の一部改正について

五島市役所支所設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市役所支所設置条例の一部を改正する条例

五島市役所支所設置条例（平成16年五島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成29年度の組織機構の見直しにおいて、支所の課を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第138号

五島市税条例等の一部改正について

五島市税条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市税条例等の一部を改正する条例

(五島市税条例の一部改正)

第1条 五島市税条例(平成16年五島市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、こ

れに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(政令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除

する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌

日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1

項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とを削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1

項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準

用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の

非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（五島市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 五島市税条例の一部を改正する条例（平成27年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、五島市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中五島市税条例附則第6条の改正規定及び次条第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等の使用を促進するため、医療費控除の特例を設けるほか、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第139号

五島市国民健康保険税条例の一部改正について

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第25条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則第17項を附則第16項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の五島市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

(提案理由)

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例を設けるため、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第140号

五島市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部改正について

五島市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第1条 五島市簡易水道事業の設置に関する条例(平成16年五島市条例第124号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称
黄島地区飲料水供給施設 椀島簡易水道事業 久賀地区簡易水道事業 奈留地区簡易水道事業

(五島市地下水採取の規制に関する条例の一部改正)

第2条 五島市地下水採取の規制に関する条例(平成16年五島市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条から第7条まで、第8条第1項及び第9条中「市長」を「管理者」に改める。

別表禁止地域の項中「簡易水道水源井」を「上水道水源井」に改める。

(五島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 五島市水道事業の設置等に関する条例(平成16年五島市条例第264号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

給水区域	下大津町の一部 上大津町の一部 三尾野一丁目 三尾野二丁目 三尾野三丁目 坂の上一丁目 三尾野町 大田寺町 東浜町一丁目 東浜町二丁目 東浜町三丁目 紺屋町 武家屋敷一丁目 武家屋敷二丁目 武家屋敷三丁目 池田町 栄町 中央町 錦町 幸町 末広町 江川町 福江町 新港町 松山町の一部 大荒町の一部 木場町 吉久木町の一
------	--

部 籠淵町の一部 平蔵町 奥浦町 戸岐町 下崎山町の一部 上崎山町の一部 向町 長手町の一部 堤町の一部 吉田町の一部 高田町の一部 野々切町の一部 浜町の一部 小泊町の一部 増田町の一部 富江町狩立の一部 富江町黒瀬 富江町職人 富江町田尾 富江町岳 富江町土取 富江町富江 富江町長峰 富江町松尾 富江町山下 富江町山手 玉之浦町玉之浦 玉之浦町立谷 玉之浦町大宝 玉之浦町小川 玉之浦町中須 玉之浦町幾久山 玉之浦町上の平 玉之浦町布浦 玉之浦町荒川の一部 玉之浦町丹奈 玉之浦町頓泊 三井楽町濱ノ畔 三井楽町大川 三井楽町高崎 三井楽町柏 三井楽町嶽 三井楽町淵ノ元 三井楽町塩水 三井楽町丑ノ浦 三井楽町波砂間 三井楽町濱窄 三井楽町貝津 三井楽町嵯峨島 岐宿町岐宿の一部 岐宿町楠原 岐宿町川原 岐宿町松山 岐宿町中嶽 岐宿町二本楠 岐宿町河務 岐宿町唐船ノ浦 岐宿町戸岐ノ首	
給水人口	34,400人
1日最大給水量	15,120立方メートル

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

簡易水道事業の一部を上水道事業と統合することに伴い、関係条例において、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第141号

五島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
制定について

五島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案を次
のとおり提出する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8
条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、五島市農業委員会の委員（以下
「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」とい
う。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、22人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(五島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)
- 2 五島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成17年五島市
条例第44号）は、廃止する。
(五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 3 五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島
市条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条
第2項の次に次の1項を加える。
3 農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員には、第1項

に規定する報酬のほか、年額の報酬として、予算の範囲内で市長が別に定める額を支給することができる。

別表第 1 水道施設整備事業評価委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員		21,100円	
-------------	--	---------	--

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の一部改正により、委員の選出方法が選挙による公選制から市長による任命制に変更されたこと、及び農地利用最適化推進委員の設置が新たに規定されたことから、それぞれの定数を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 4 2 号

五島市武道館条例及び五島市民福江・富江プール条例の一部改正等について
五島市武道館条例及び五島市民福江・富江プール条例の一部を改正する等の条例
案を次のとおり提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市武道館条例及び五島市民福江・富江プール条例の一部を改正する等の
条例

(五島市武道館条例の一部改正)

第 1 条 五島市武道館条例(平成 1 6 年五島市条例第 2 4 0 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条第 2 項の表山内武道館の項を削る。

別表中「及び山内武道館」を削る。

(五島市民福江・富江プール条例の一部改正)

第 2 条 五島市民福江・富江プール条例(平成 1 6 年五島市条例第 2 4 7 号)の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市民福江プール条例

第 1 条中「市民プール」を「市民福江プール(以下「市民プール」という。)」
に改める。

第 2 条第 1 項中「市民プールを」の次に「五島市木場町 7 5 0 番地に」を加え、
同条第 2 項を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

利用期間	開放時間帯	休場日
6 月 1 5 日から 7 月 2 0 日まで及び 9 月 1 日から 9 月 1 5 日まで	午前 1 0 時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時ま で 午後 4 時から午後 6 時ま	毎週月曜日

7月21日から8月31日まで	で	午後6時30分から午後8時30分まで
----------------	---	--------------------

備考 夜間の利用は、原則として許可しない。ただし、特に市長が許可する場合には、午後6時30分から午後8時30分までとする。

別表第2（第8条関係）

1 個人使用料

区分	通常の料金（1回につき）	回数券の料金（6枚つづり）
一般	210円	1,030円
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青年	150円	750円
小・中学校の児童生徒	100円	500円
幼児（4歳未満の者を除く。）	50円	250円

2 団体使用料

人員	1人につき
30人から49人まで	通常料金の100分の90に相当する額
50人から99人まで	通常料金の100分の80に相当する額
100人以上	通常料金の100分の70に相当する額

3 専用使用料（個人又は団体使用料を含む。）

区分	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	午後6時30分から午後8時30分まで
月曜日から土曜日まで	15,220円	30,340円	45,770円	15,220円
日曜日	16,970円	33,940円	52,460円	16,970円

備考 市内に住所を有する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に掲げる専用使用料の2倍とする。

（五島市戸岐体育館条例の廃止）

第3条 五島市戸岐体育館条例（平成18年五島市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

老朽化が著しいこと、他の公共施設とその機能が重複していること等により、利用がなされていない山内武道館、市民富江プール及び戸岐体育館を、スポーツ施設として廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第143号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10
- (3) 辺地度点数 137点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	114,000	0	114,000	114,000
合計		114,000	0	114,000	114,000

議案第144号

富江地域福祉センターの指定管理者の指定について

五島市富江地域福祉センター条例（平成16年五島市条例第84号）第4条第1項の規定により、富江地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
富江地域福祉センター	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野原寅男	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第145号

保育事業所の指定管理者の指定について

五島市立保育事業所条例（平成27年五島市条例第10号）第3条第1項の規定により、保育事業所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
玉之浦へき地保育所	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野原寅男	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
中川へき地保育所	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野原寅男	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第146号

認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について

五島市認知症対応型共同生活介護施設条例（平成16年五島市条例第107号）
第4条第1項の規定により、認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
グループホームさざなみ	五島市岐宿町二本楠375番地 社会福祉法人 秀峯会 理事長 神之浦 文三	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案
を提出する理由である。

議案第147号

生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成16年五島市条例第108号）第4条第1項の規定により、生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
三井楽生活支援ハウス白砂	五島市岐宿町二本楠375番地 社会福祉法人 秀峯会 理事長 神之浦 文三	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第148号

デイサービスセンターの指定管理者の指定について

五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）第4条第1項の規定により、デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
デイサービスセンター椏島	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野 原 寅 男	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
デイサービスセンター久賀島	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野 原 寅 男	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第149号

農村集会所の指定管理者の指定について

五島市農村集会所条例（平成16年五島市条例第168号）第3条第1項の規定により、農村集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
幾久山集会所	五島市玉之浦町幾久山469番地 [REDACTED]	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
上の平集会所	五島市玉之浦町上の平1376番地1 [REDACTED]	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第150号

産品センター鬼岳四季の里の指定管理者の指定について

五島市産品センター条例（平成16年五島市条例第170号）第3条第1項の規定により、産品センター鬼岳四季の里の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
産品センター鬼岳四季の里	五島市下大津町2135番地 特定非営利活動法人 福江島おんだけ振興会 理事長 野口珠美	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第151号

玉之浦農林産物加工研修所の指定管理者の指定について

五島市玉之浦農林産物加工研修所条例（平成16年五島市条例第171号）第3条第1項の規定により、玉之浦農林産物加工研修所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
玉之浦農林産物加工研修所	五島市玉之浦町小川934番地2 [REDACTED]	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第152号

荒川集会所の指定管理者の指定について

五島市荒川集会所条例（平成16年五島市条例第184号）第3条第1項の規定により、荒川集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
荒川集会所		平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第153号

大宝漁村センターの指定管理者の指定について

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）第3条第1項の規定により、大宝漁村センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
大宝漁村センター	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草野 正	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第154号

小浦集会所の指定管理者の指定について

五島市小浦集会所条例（平成16年五島市条例第191号）第3条第1項の規定により、小浦集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
小浦集会所		平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。


議案第155号

玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について

五島市玉之浦健康管理増進施設条例（平成16年五島市条例第190号）第3条第1項の規定により、玉之浦健康管理増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
玉之浦健康管理増進施設		平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第156号

市民三井楽プールの指定管理者の指定について

五島市民三井楽プール条例（平成16年五島市条例第248号）第3条第1項の規定により、市民三井楽プールの指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
市民三井楽プール	五島市三井楽町高崎673番地 三井楽スイミングクラブ 代表者 島 安 洋	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第157号

笠松宏有記念館の指定管理者の指定について

五島市笠松宏有記念館条例（平成20年五島市条例第32号）第3条第1項の規定により、笠松宏有記念館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
笠松宏有記念館	五島市奈留町船廻937番地1 特定非営利活動法人DONDON奈留 理事長 大久保 憲 二	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第158号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
（1工区） 五島市岐宿町戸岐ノ首字宇田尾17の 2に隣接する道路地先並びに22の2 地先	118.16	字宇田尾
（2工区） 五島市岐宿町戸岐ノ首字鯨ヶ浦31の 1地先	41.68	字鯨ヶ浦

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

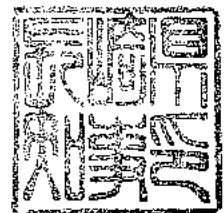
竣 功 認 可 書

長 崎 県

平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日付で申請があった一般海域の公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項に基づき下記のとおり認可する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立の場所

(1 工区)

長崎県五島市岐宿町戸岐ノ首字宇田尾 1 7 番 2 に隣接する道から 2 2 番 2 に至る地先

(2 工区)

長崎県五島市岐宿町戸岐ノ首字鯨ヶ浦 2 6 番 5 から 3 1 番 1 に至る地先

2. 埋立地の用途

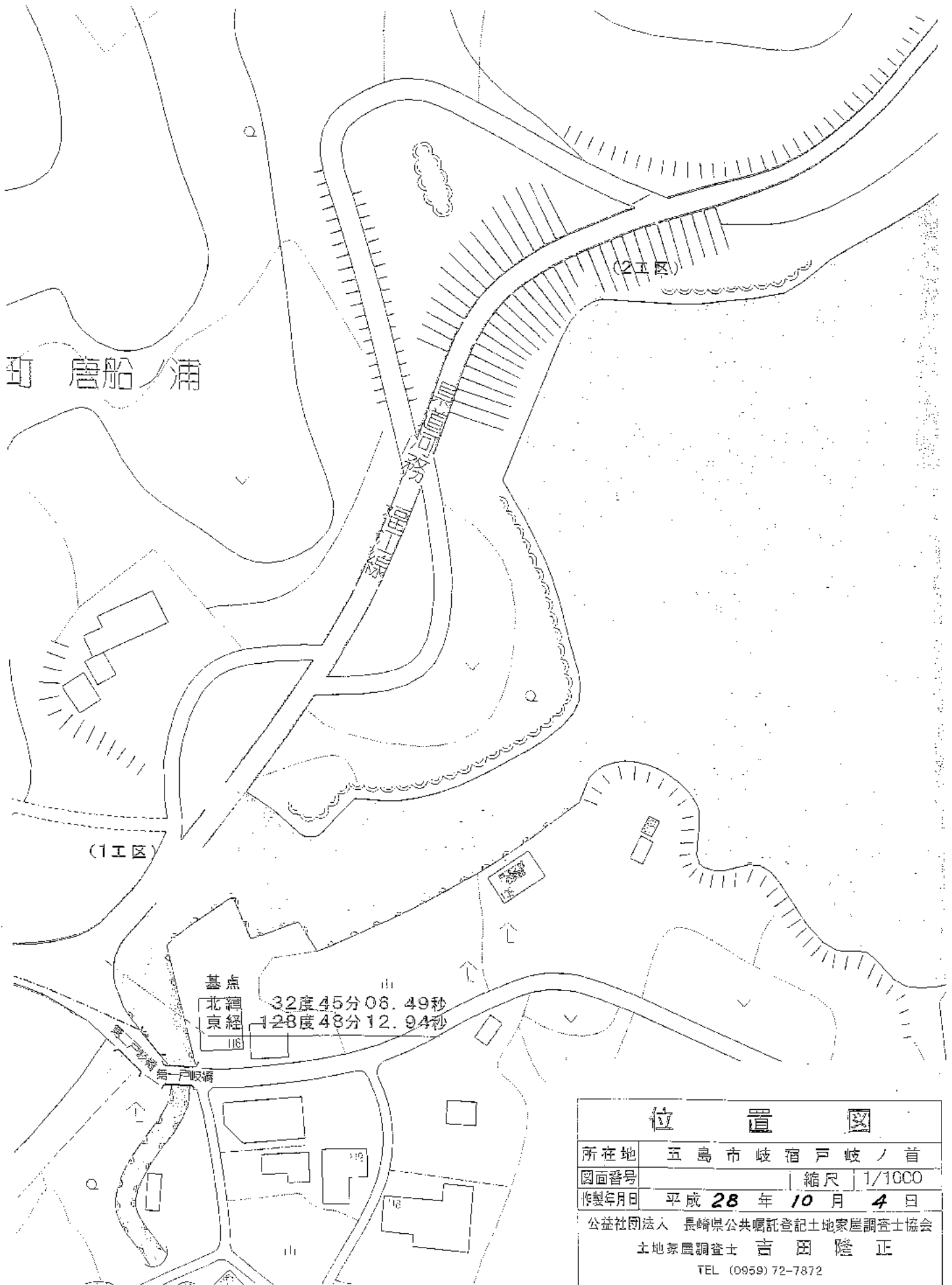
道路敷

3. 竣功面積

(1 工区) 道路敷 1 1 8 . 1 6 m²

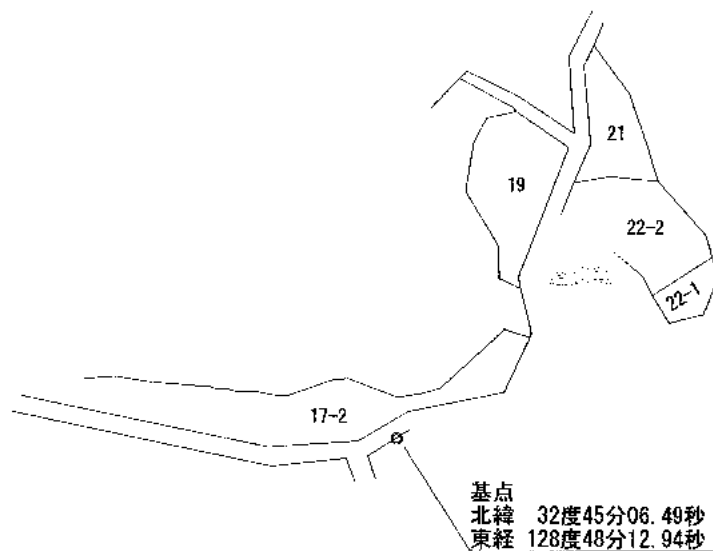
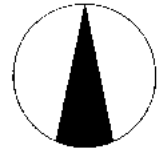
(2 工区) 道路敷 4 1 . 6 8 m²

合 計 1 5 9 . 8 4 m²

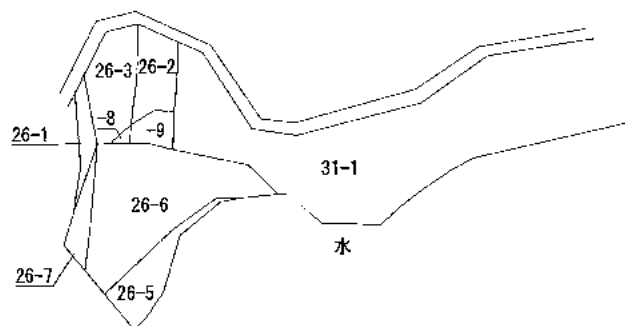
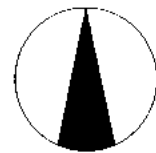


位 置 図

所在地	五島市岐宿戸岐ノ首		
図面番号		縮尺	1/1000
作製年月日	平成 28 年 10 月 4 日		
公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会			
土地家屋調査士 吉田 隆 正			
TEL (0959) 72-7872			



字 図 (1工区)			
所在地	五島市岐宿町戸岐ノ首字宇田尾		
図面番号		倍率	
作成月日	平成 28 年 10 月 4 日		
公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会			
土地家屋調査士 吉田 隆 正			
TEL (0959) 72-7872 FAX (0959) 72-7970			



字 図 (2工区)

所在地 五島市岐宿町戸岐ノ首字鯨ヶ浦

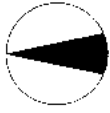
図面番号 倍率

作成月日 平成 28 年 10 月 4 日

公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

土地家屋調査士 吉田 隆 正

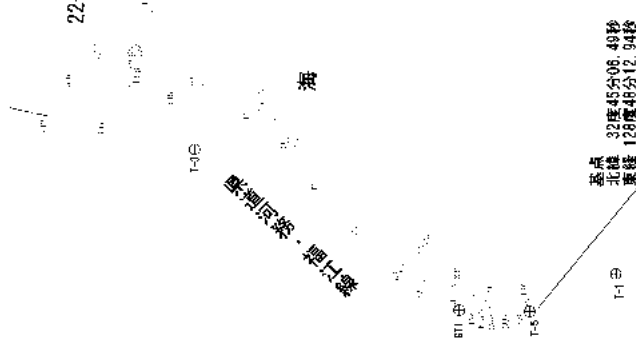
TEL (0959) 72-7872



座標求積法 (倍積距離法)

地番	道路	Xn	Yn	距離
K1	金属線(2号)	-27302.032	-65255.994	4.07
K2	金属線(2号)	-27296.285	-65254.409	2.70
K3	金属線(2号)	-27296.109	-65252.803	5.71
K4	金属線(2号)	-27292.327	-65248.528	5.63
K5	金属線(2号)	-27288.577	-65244.331	4.71
K9	金属線(2号)	-27285.663	-65240.634	4.83
K23	金属線(2号)	-27282.152	-65237.319	4.51
K8	金属線(2号)	-27278.313	-65234.955	1.85
K6	金属線(2号)	-27276.529	-65234.457	2.77
K15	金属線(2号)	-27274.184	-65235.932	6.60
K17	プラスチック杭	-27268.176	-65238.661	4.94
K19	プラスチック杭	-27263.234	-65238.520	3.46
K18	プラスチック杭	-27265.518	-65235.920	3.76
K16	金属線(2号)	-27267.964	-65233.068	6.75
K7	プラスチック杭	-27272.866	-65228.428	13.83
K33	金属線(2号)	-27283.120	-65237.706	20.15
K32	金属線(2号)	-27298.110	-65251.179	4.08
K31	金属線(2号)	-27300.852	-65254.189	3.97
K30	金属線(2号)	-27304.287	-65256.194	3.48
K29	金属線(2号)	-27307.785	-65256.052	0.54
K28	金属線(2号)	-27307.850	-65256.585	1.90
K27	金属線(2号)	-27305.978	-65256.881	1.50
K26	金属線(2号)	-27304.475	-65256.882	0.81
K25	金属線(2号)	-27303.678	-65256.722	0.80
K24	金属線(2号)	-27302.930	-65256.439	1.00
倍面積		-236.336224		
面積		118.1681120		
地積		118.16 m ²		
坪数		35.74 坪		

22-2



基準点座標一覧表(世界測地系)

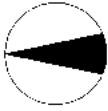
基準点	標高	X座標	Y座標
G11	金属線(4号)	-27301.577	-65256.749
G12	金属線(4号)	-27272.815	-65157.344

引張点座標一覧表(世界測地系)

引張点	標高	X座標	Y座標
I-1	金属線(4号)	-27316.177	-65253.408
I-3	金属線(4号)	-27276.887	-65241.654

求積平面図(1工区)

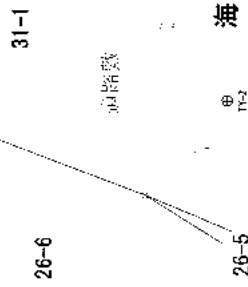
所在地 五島市岐宿町戸岐ノ首字宇田尾
 図面番号 1/500
 作成月日 平成 29 年 10 月 4 日
 公益社団法人 長崎県公共債託登記士地家屋調査士協会
 士姓 吉田 隆正
 TEL (0956) 72-8172



県道河務・福江線

座標求積表 (倍積距法)

地番	道路幅	Xn	Yn	距離
2-15		-27166.551	-65158.686	9.29
C1		-27175.820	-65159.331	5.03
C2		-27174.179	-65153.533	3.36
C3		-27172.634	-65150.553	10.16
積		83.376042		
倍面積		41.6880210		
地積		41.68	m ²	
坪数		12.61	坪	



中
冊

基準点座標一覧表 (世界測地系)

基準点	標識	X 座標	Y 座標
G11	金属板 (4号)	-27301.577	-65256.749
G12	金属板 (4号)	-27272.816	-65157.344

引照点座標一覧表 (世界測地系)

引照点	標識	X 座標	Y 座標
IV-1	金属板 (4号)	-27186.802	-65161.628
IV-2	金属板 (4号)	-27177.317	-65156.929

求積平面図 (2工区)

所在地	五島市岐宿町戸岐ノ首字跡ヶ浦
図面番号	縮尺 1/250
作成月日	平成 28 年 10 月 4 日

公益社団法人 長崎県公共職労組合 土木部 測量士協会

吉田 隆正

TEL 09852727832

議案第159号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

区域を変更する字の名称	左記に編入する区域
五島市玉之浦町 大宝字前田	字堤655の25から655の27までに隣接する道路である市有地の全部
五島市玉之浦町 大宝字長尾	字前田608の一部、621の1の一部、621の8の一部、621の9の一部、622の1の一部、622の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字長尾595の1に隣接する字長山の道路である市有地の一部並びに字堤655の31に隣接する道路・水路である市有地の全部
五島市玉之浦町 大宝字牟田	字奥249の1の一部並びに字長山324の一部、353の一部並びに312の1、312の2に隣接する道路である市有地の全部並びに字長尾595の1の一部、596の1の一部、596の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部並びに字前田623の6から623の10までの各一部、623の18の一部、623の24の一部、625の2並びに622の2に隣接する道路である市有地の一部
五島市玉之浦町 大宝字長山	字牟田262の3、270の4、270の5並びに字長山324、353に隣接する字牟田の道路である市有地の一部並びに字小久保356の7の一部、365の一部、366の1の一部
五島市玉之浦町 大宝字小久保	字長山346の一部、347の一部、348の1の一部、351の3の一部
五島市玉之浦町 大宝字奥	字力尾37の1、37の13、49の2、50に隣接する道路である市有地の全部並びに字小田51の1、51の2、52の1、52の2、

	<p>56の35、56の37から56の39まで、58の2、59の3、62の2、63の2並びに字池尻215の1の一部、215の2の一部、216の1、217から220までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地及び国有地の全部並びに223の2、223の3に隣接する道路である市有地及び国有地の全部並びに字牟田252の1の一部及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部及び252の2、253の1の一部、253の2、256の1の一部、257の1の一部、257の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部並びに字小久保357の2、357の3</p>
<p>五島市玉之浦町 大宝字池尻</p>	<p>字小田108の1から108の3まで、108の5から108の9まで、108の10の一部、108の13の一部、108の19、108の21の一部、109の2、111の1、112の1、112の2、112の4、115の1及びこれらの区域に介在する道路である市有地及び国有地の全部並びに字船場116の1、116の3及びこれらの区域に隣接する道路である市有地及び国有地の全部並びに字奥225の一部並びに字牟田257の1の一部、257の2の一部、274の1から274の3までの各一部、274の4、275の1の一部、275の2、298の1から298の3までの各一部、298の4、298の5、299の一部、308の5の一部、310の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部並びに310の3に隣接する道路である国有地の全部並びに字池尻187の7に隣接する字牟田の道路である国有地の全部</p>
<p>五島市玉之浦町 大宝字小田</p>	<p>字小田108の21に隣接する字池尻の道路である国有地の一部</p>
<p>五島市玉之浦町 立谷字久木ノ内</p>	<p>字葛瀬244、245、246の1、246の3、247、248、249の1、249の3、250の1及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部</p>
<p>五島市玉之浦町 立谷字長山</p>	<p>大字大宝字江ノ浦1の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに大字立谷字久木ノ内351の一部、353の一部及びこ</p>

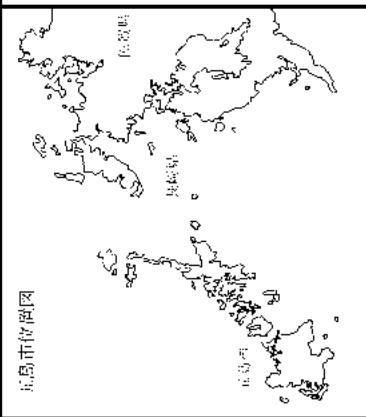
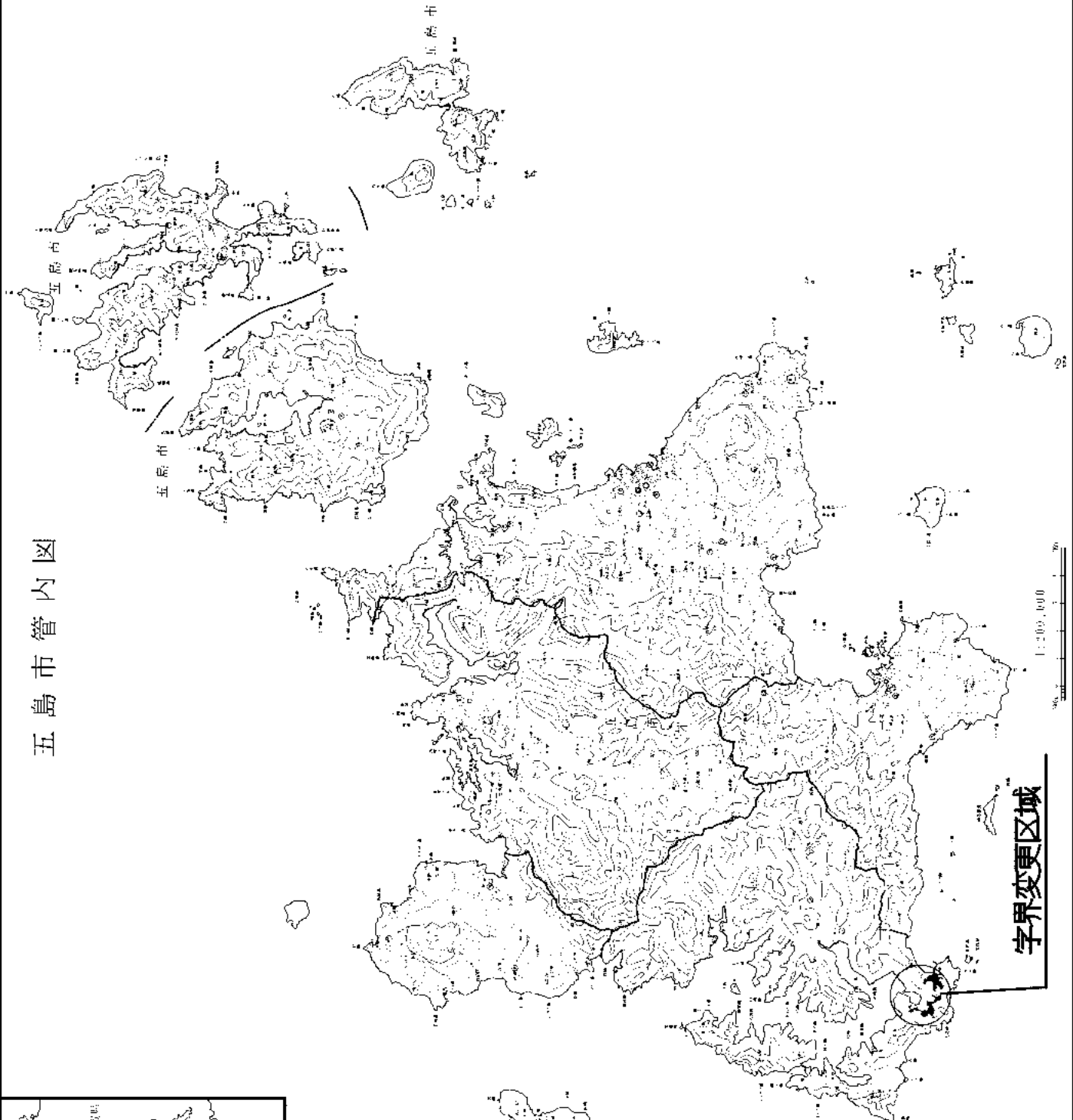
	これらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに354の1に隣接する道路である市有地の全部並びに字馬下478の1の一部、479の2の一部、479の3、479の4、480、481の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
五島市玉之浦町 立谷字馬下	大字大宝字江ノ浦1の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに大字立谷字馬下478の1、478の2に隣接する大字大宝字江ノ浦の水路である市有地の一部並びに字長山435の一部、441の1の一部、445の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部
五島市玉之浦町 大宝字江ノ浦	字木戸ノ元425の一部、428の一部並びに字本崎444の21に隣接する道路である市有地の全部並びに大字立谷字馬下478の1の一部、478の2の一部、481の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
五島市玉之浦町 大宝字木戸ノ元	字木戸ノ元425、428に隣接する字江ノ浦の道路である市有地の一部並びに字力尾39の1、45の3に隣接する道路である市有地の全部並びに字本崎444の20、444の22に隣接する道路である市有地の全部
五島市玉之浦町 大宝字春木山	字力尾37の10、37の11に隣接する道路である市有地の全部並びに45の15の一部、45の16の一部、45の17及び45の16に隣接する水路である市有地の全部並びに字木戸ノ元415の一部、415の2の一部、416の1の一部、416の2の一部
五島市玉之浦町 大宝字力尾	字春木山383の3の一部

(提案理由)

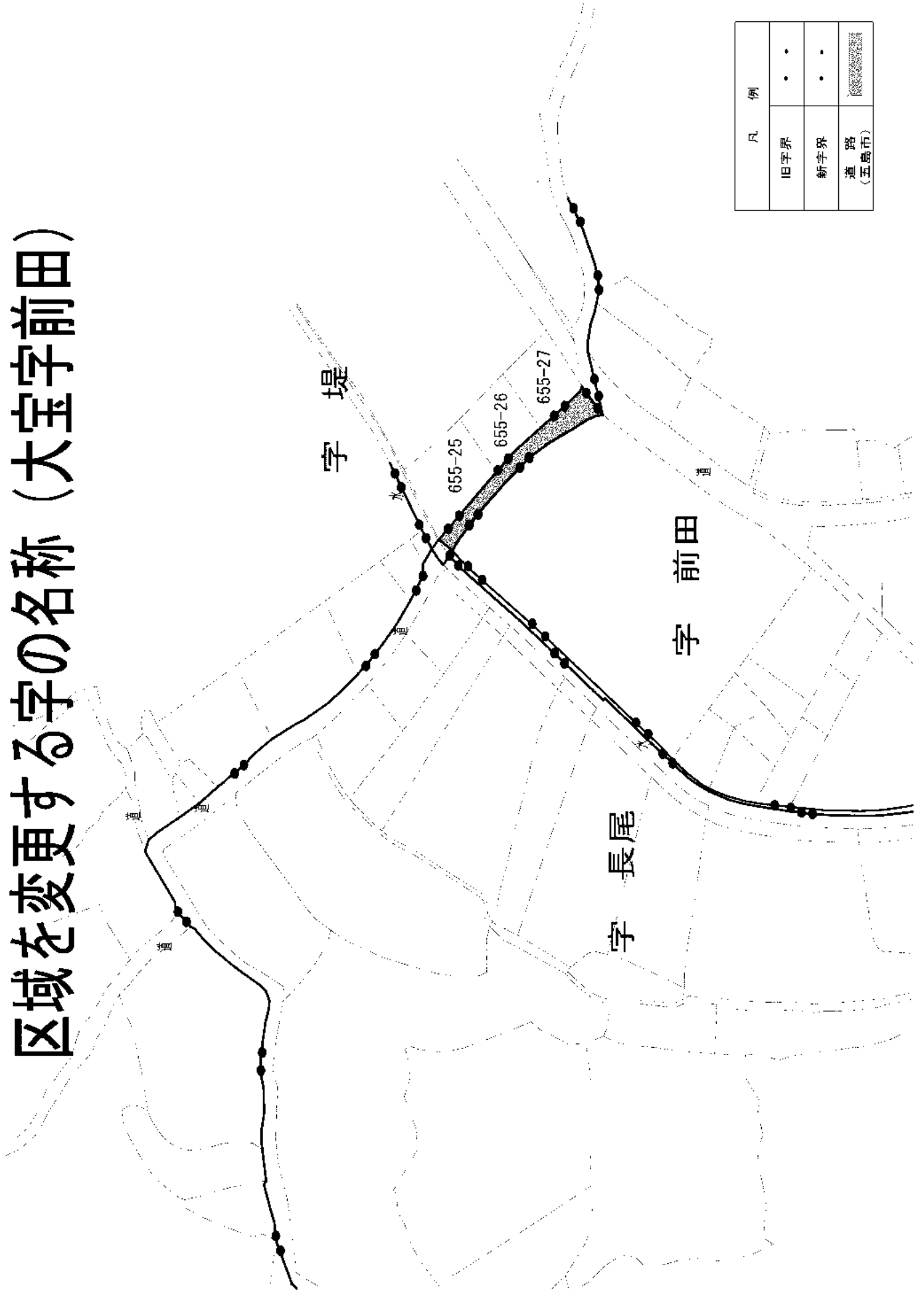
大宝地区県営農地整備事業（経営体育成型）の実施により、土地の区画が変更されたことに伴い、字の区域を変更したいが、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



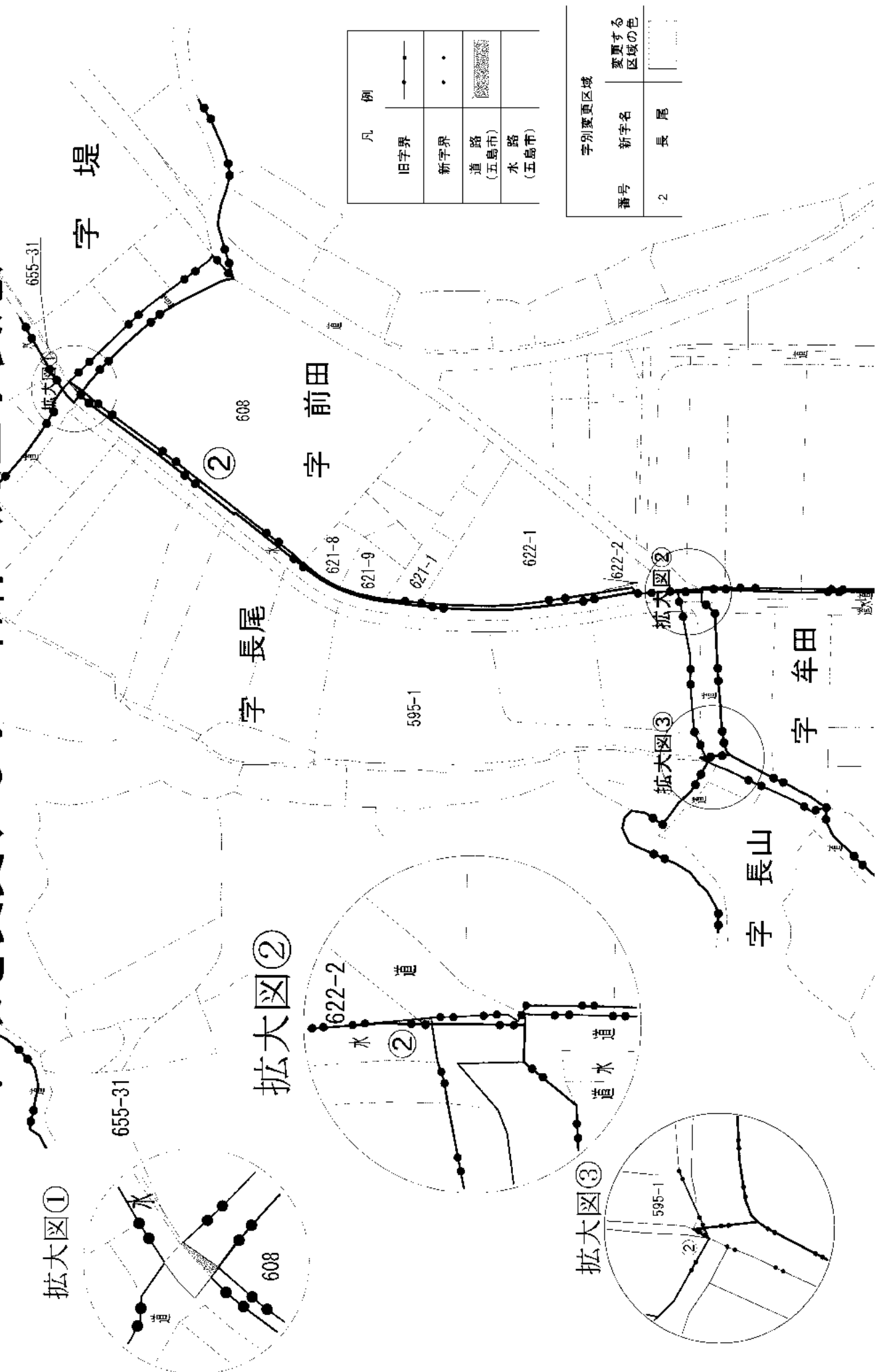
五島市管内図



区域を変更する字の名称 (大宝字前田)



区域を変更する字の名称 (太宝字長尾)

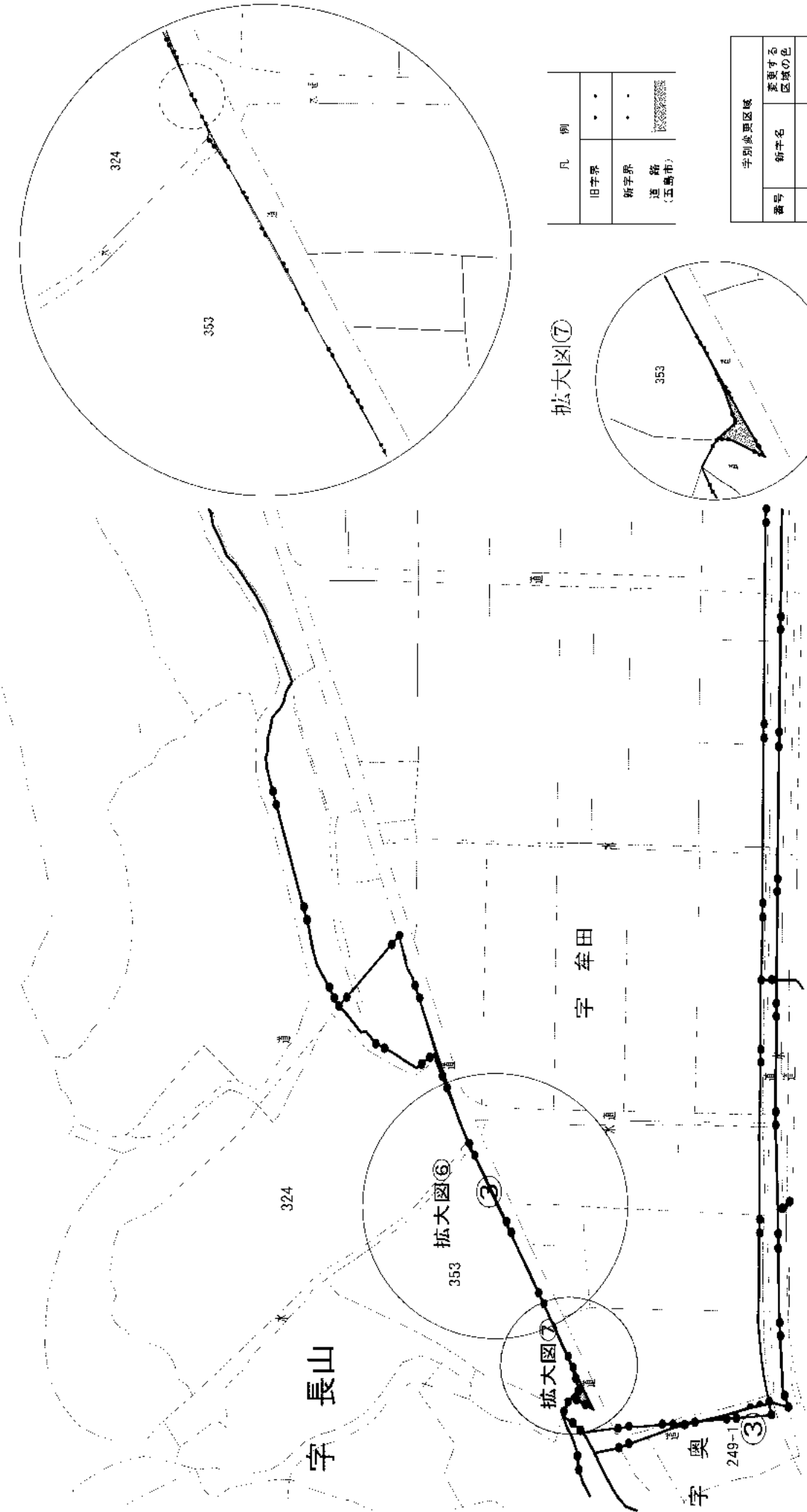


凡 例	
旧字界	—
新字界	●
道路 (五島市)	▨
水路 (五島市)	—

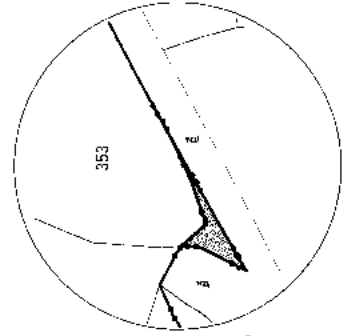
字別変更区域		
番号	新字名	変更する 区域の色
2	長尾	▨

区域を変更する字の名称（大宝字牟田①）

拡大図⑥



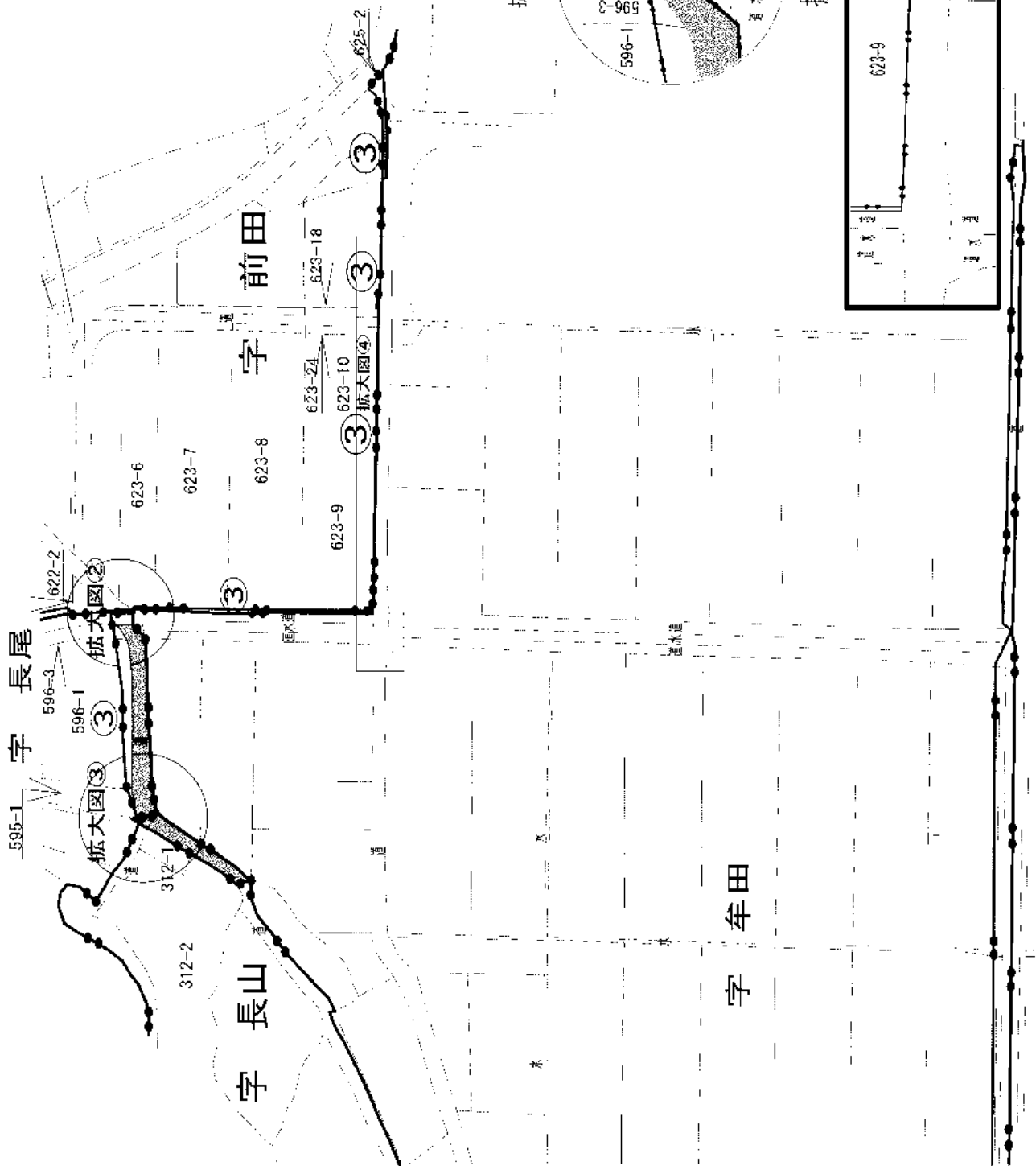
拡大図⑦



凡 例	
旧字界
新字界
道路	———
(五箇市)	■

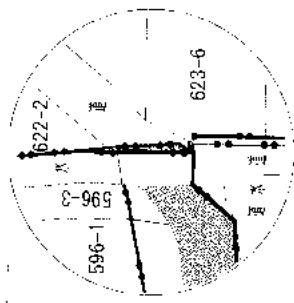
字別変更区域	
番号	変更する区域の色
3	牟田

区域を変更する字の名称 (大宝字牟田②)

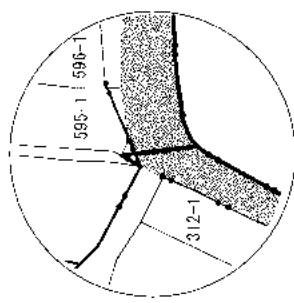


凡 例	
旧字界	・ ・
新字界	・ ・
道 界	（五島市）
水 路	（五島市）
字別変更区域	
番号	変更する区域の色
3	牟 田

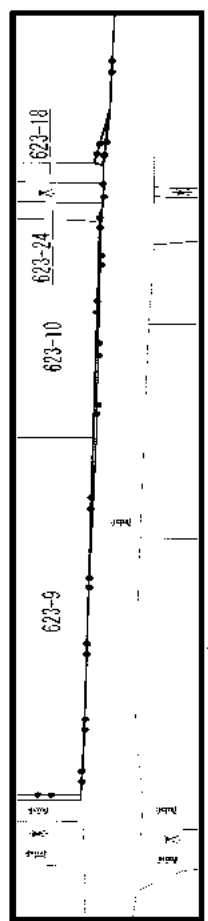
拡大図②



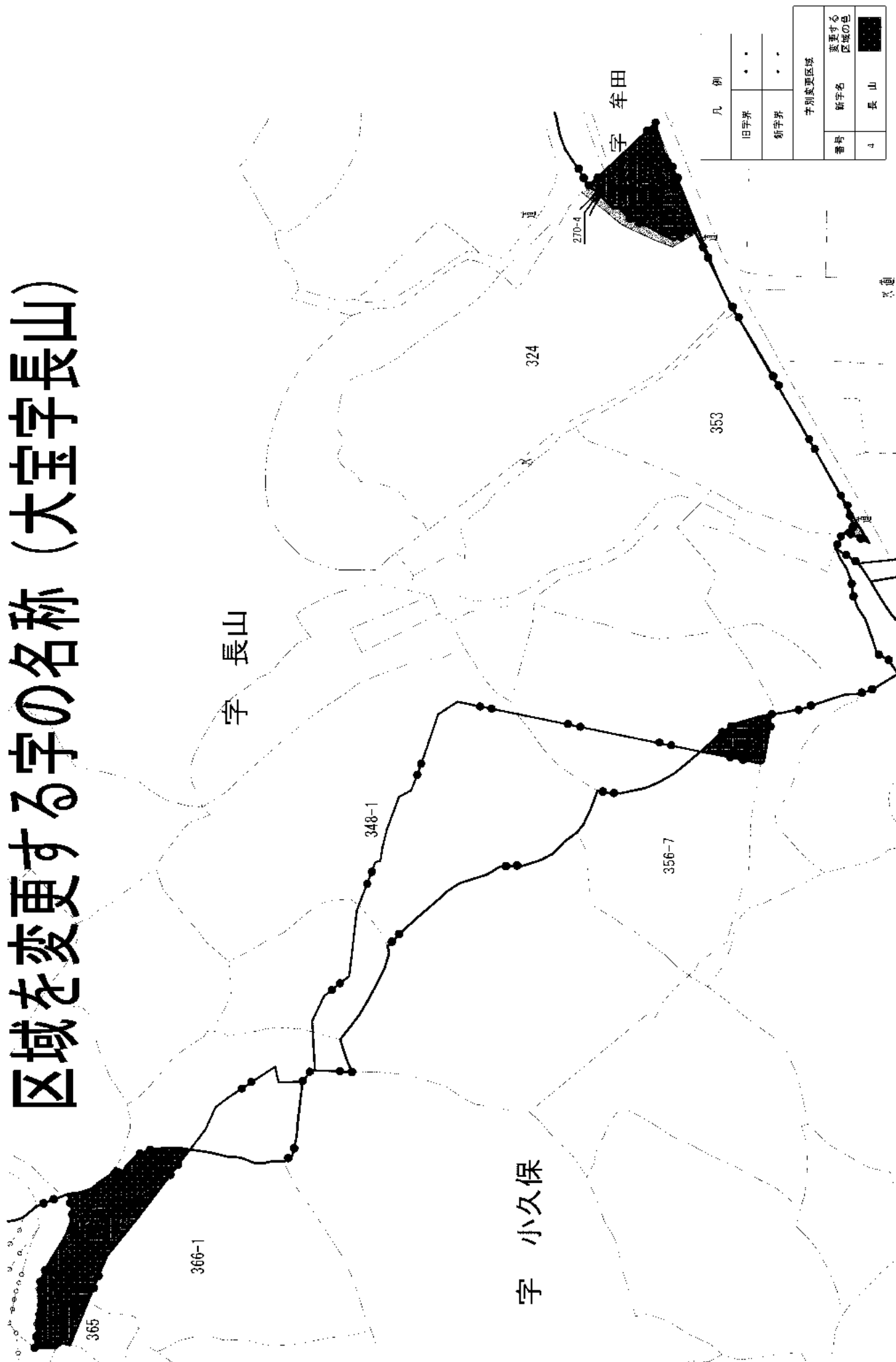
拡大図③



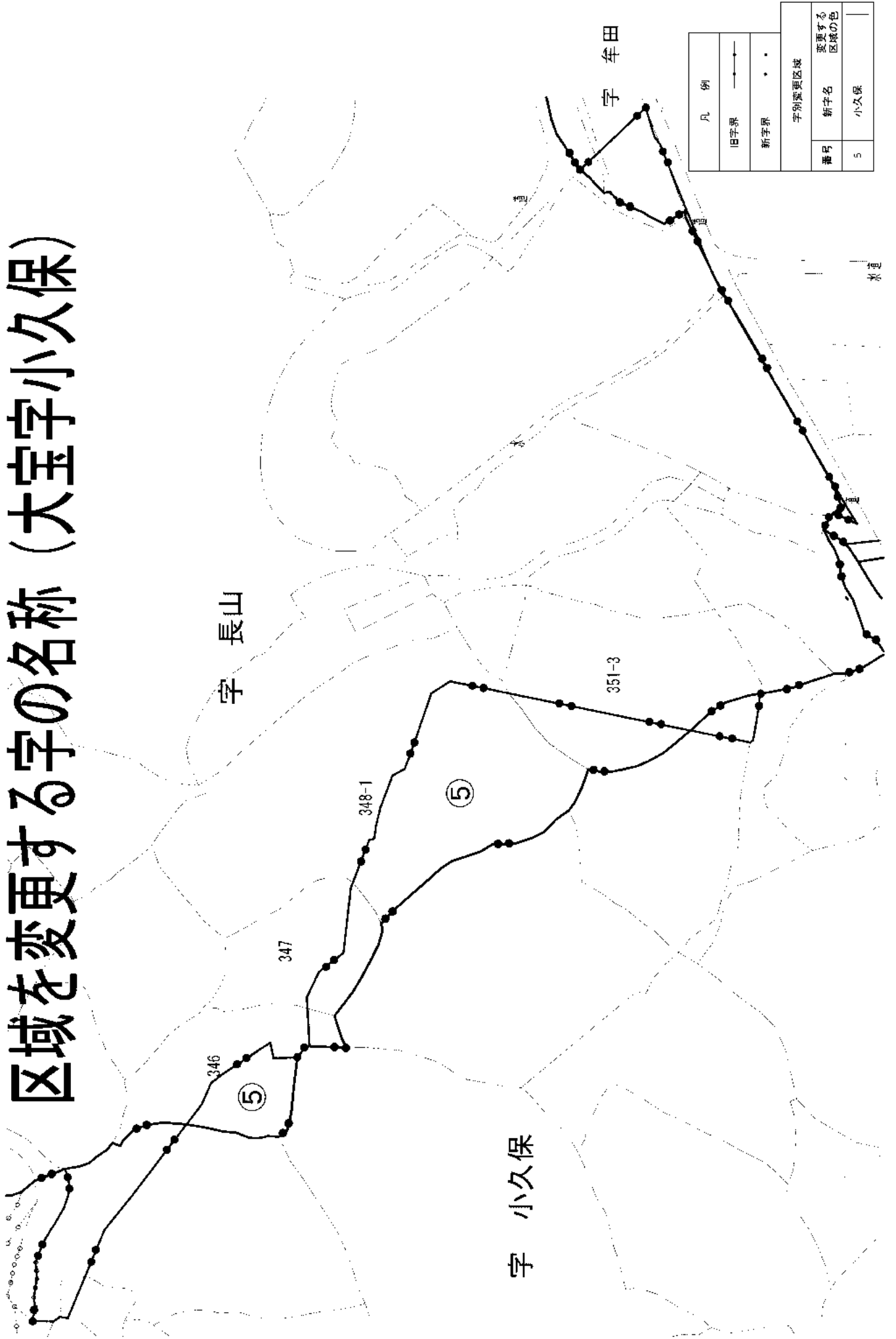
拡大図④



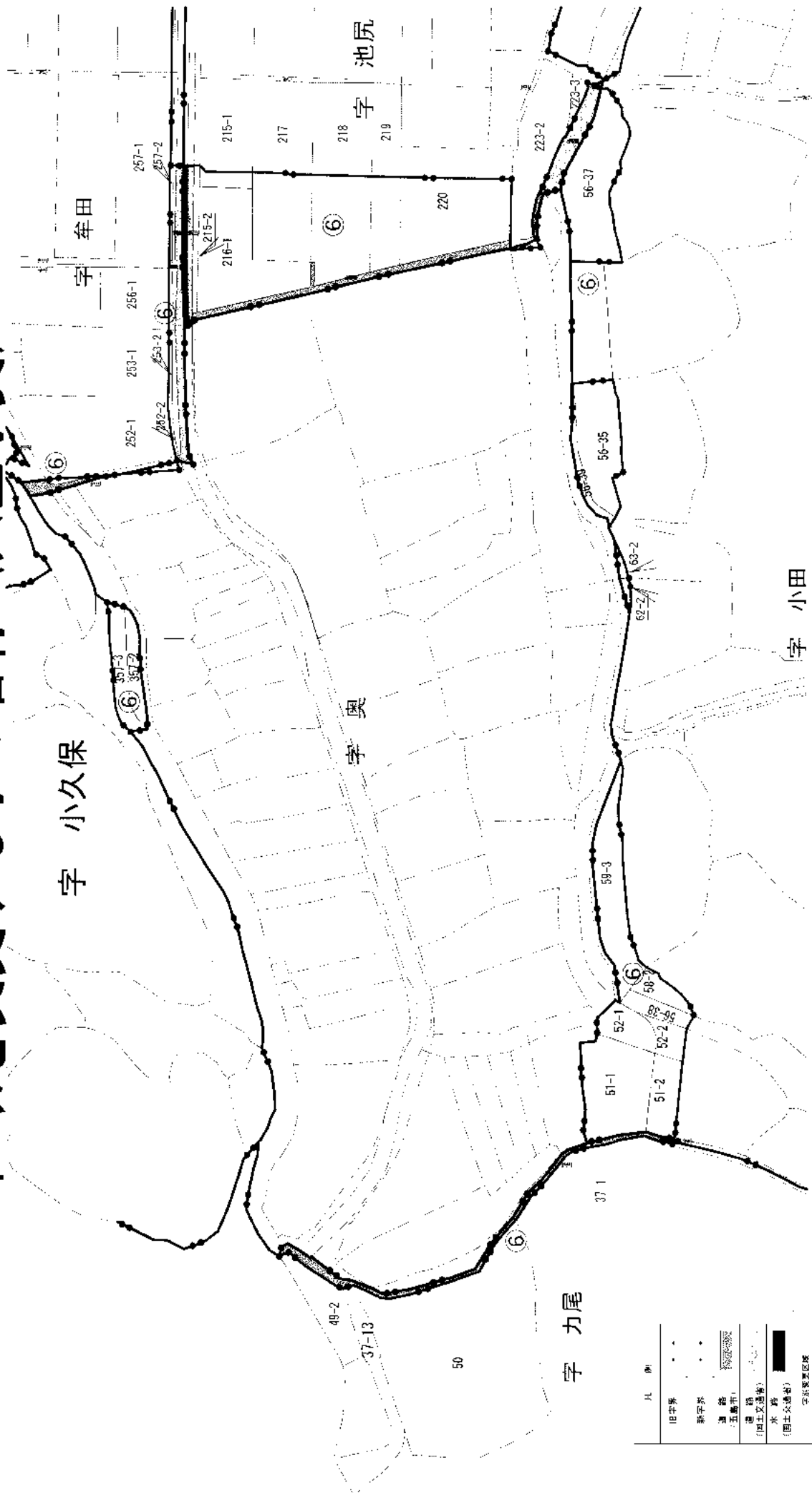
区域を変更する字の名称 (大宝字長山)



区域を変更する字の名称 (大宝字小久保)

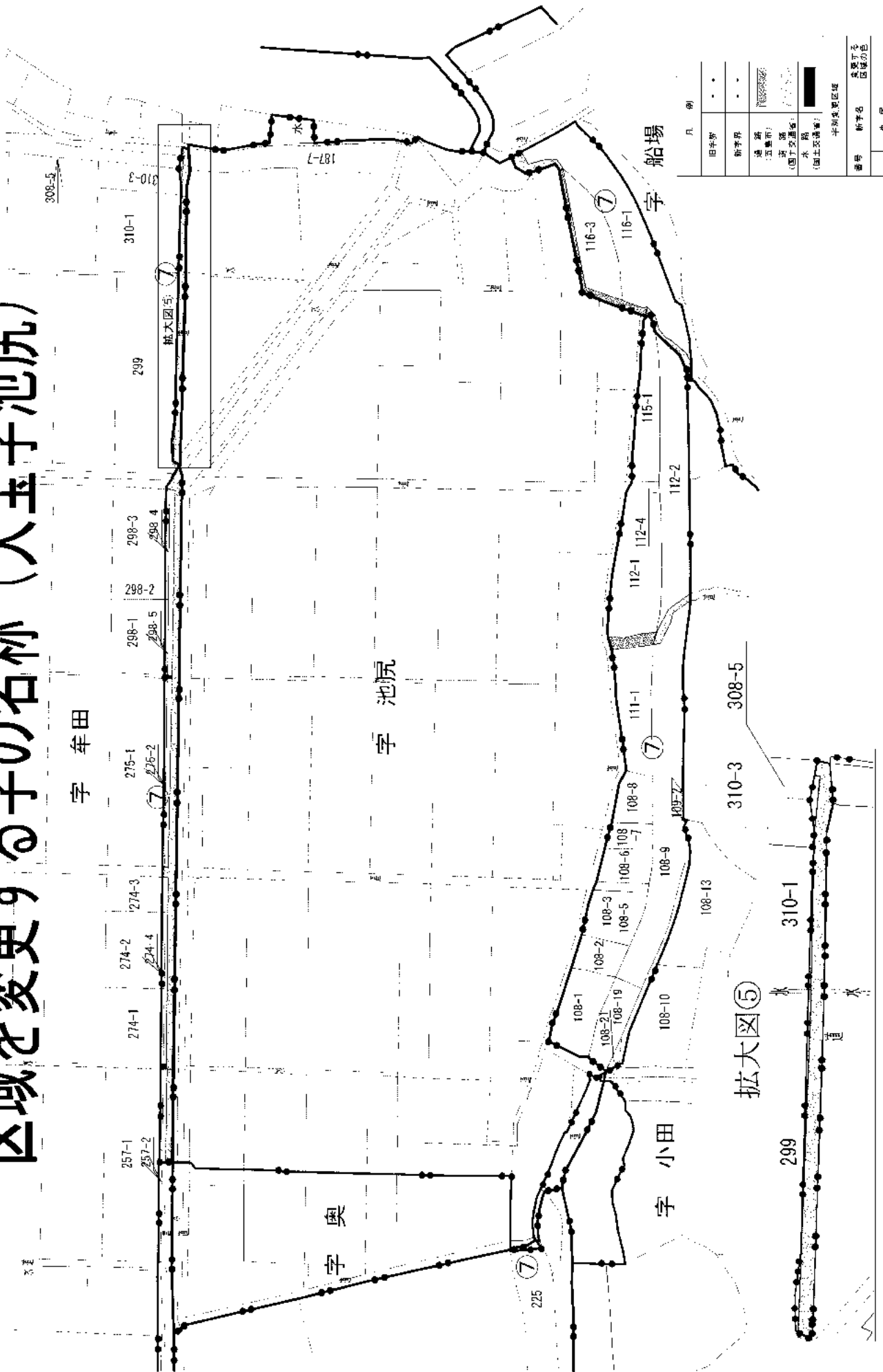


区域を変更する字の名称 (大宝字奥)



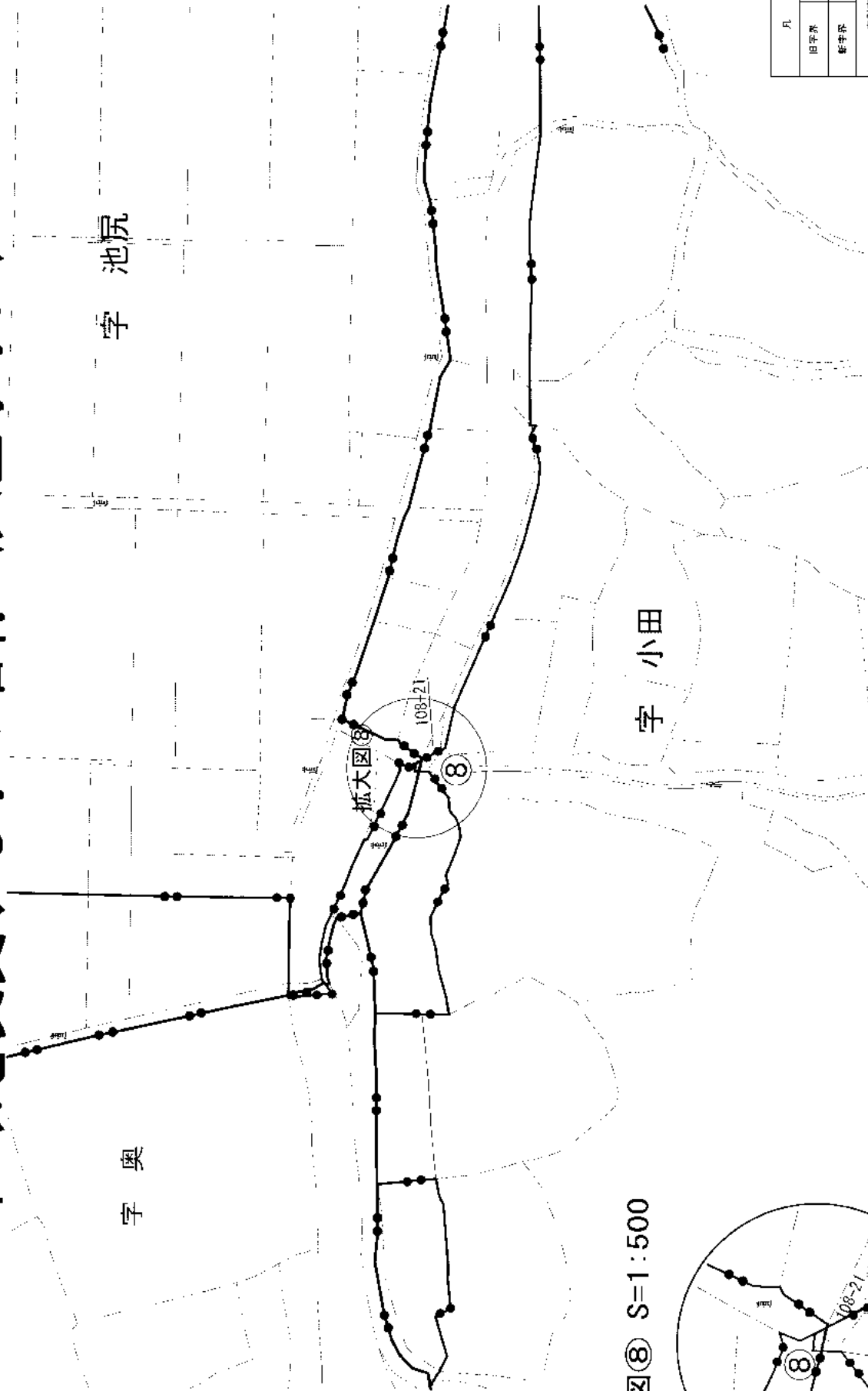
凡 例	
旧字界	●
新字界	●
道路	
河川	
堤防	
国土地交通省	
水路	
(国土交通省)	
字界変更区域	
単行	字界
区画	区域

区域を変更する字の名称 (大宝字池尻)



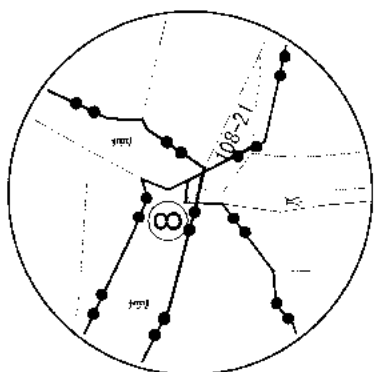
旧字名	・
新字名	・
通称	池尻
(旧市町村)	池尻
(旧町)	池尻
(旧町)	池尻
(旧町)	池尻
(旧町)	池尻
(旧町)	池尻
番号	新字名
	池尻
	池尻
	池尻

区域を変更する字の名称 (大宝字小田)

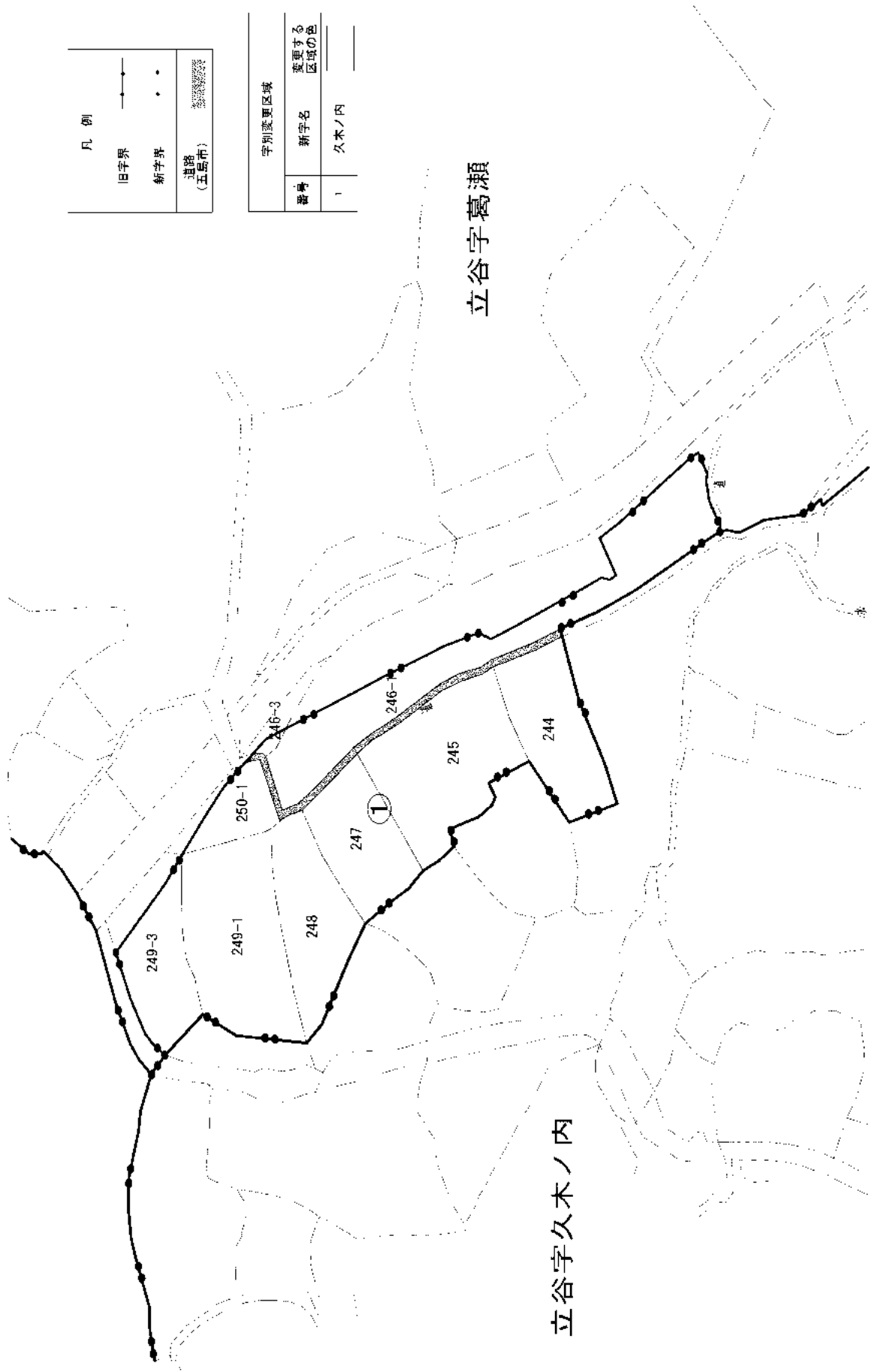


凡 例	
旧字跡	• • •
新字跡	• • •
字別変更区域	
欄外	新字名
△	小 田
変更する区域の色	
	○

拡大図⑧ S=1:500



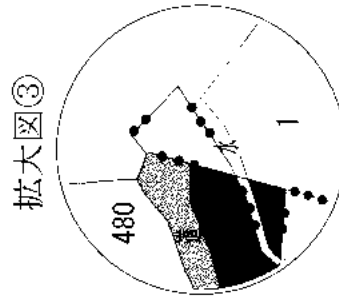
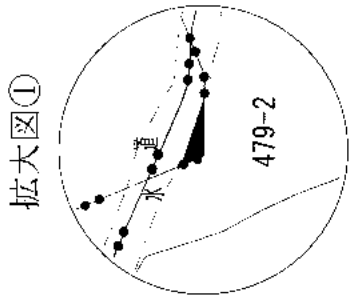
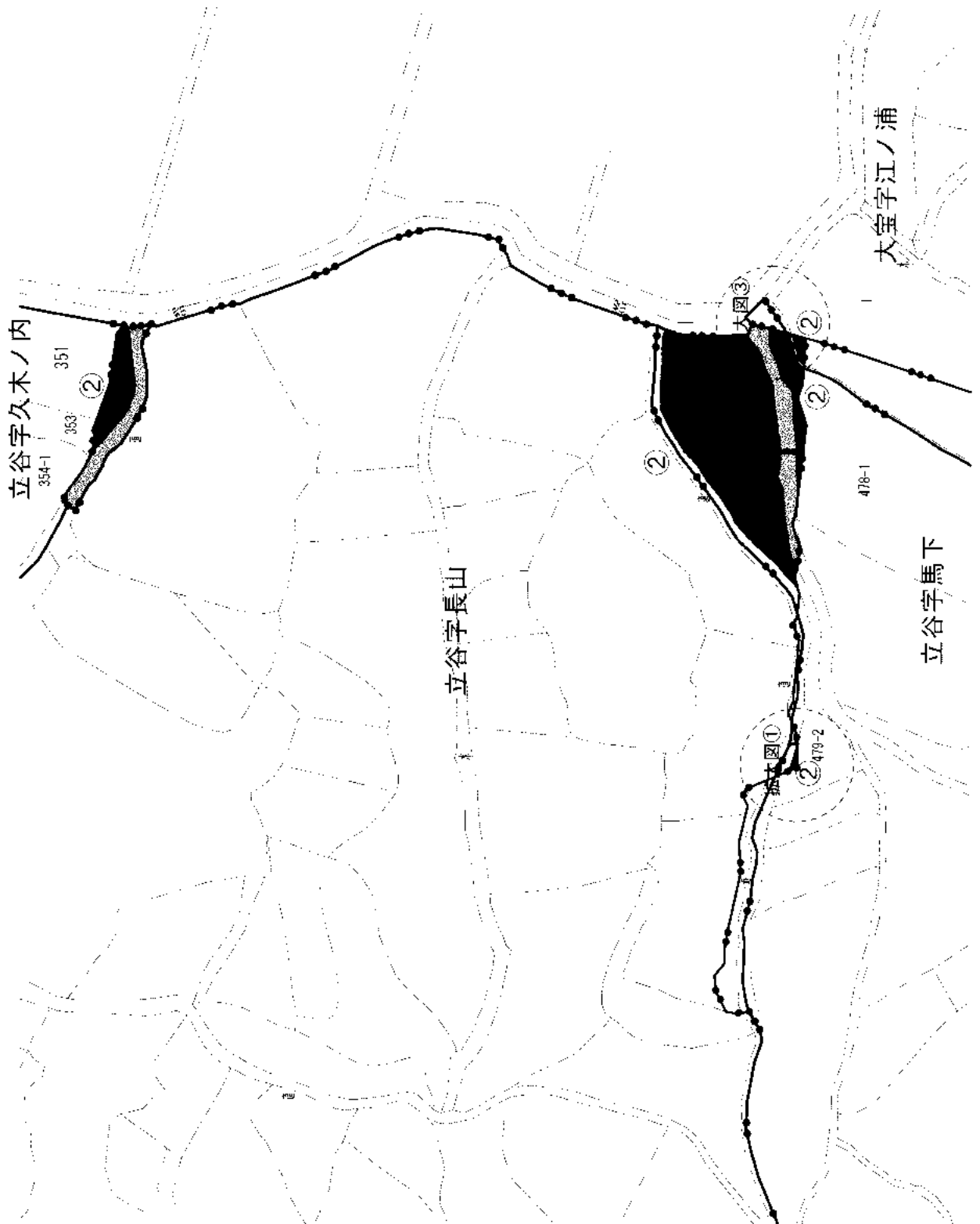
区域を変更する字の名称（立谷字久木ノ内）



凡例	
旧字界	—
新字界	●
道路 (五島市)	

字別変更区域	
番号	変更する 区域の図
1	久木ノ内

区域を変更する字の名称 (立谷字長山)

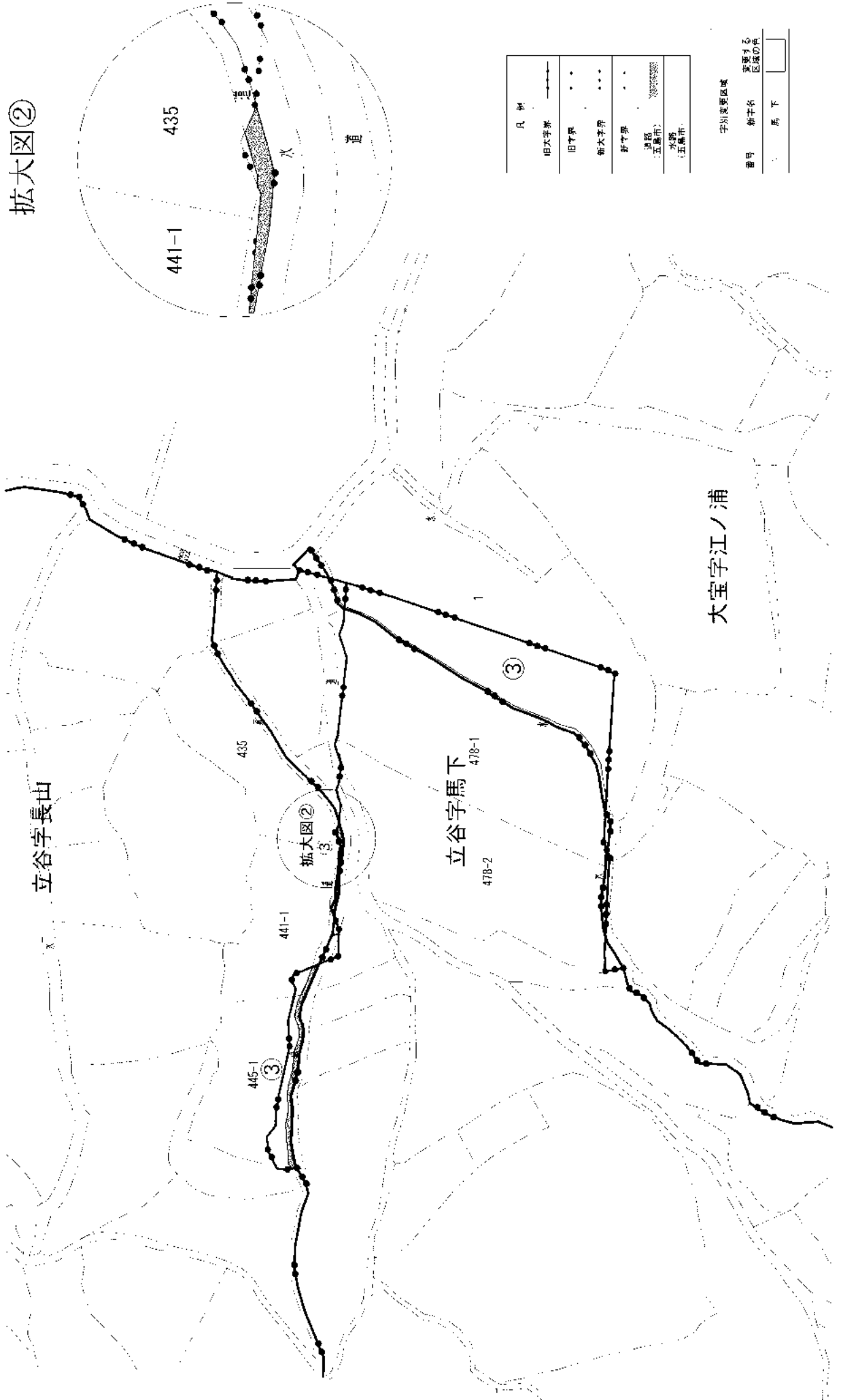


尺例	
旧大字界	---+---
旧字界	---+---
新入字界
新字界
道路 (五箇所) 水路 (立寄市)	~~~~~

字別変更区域	
番号	新字名
1	長山

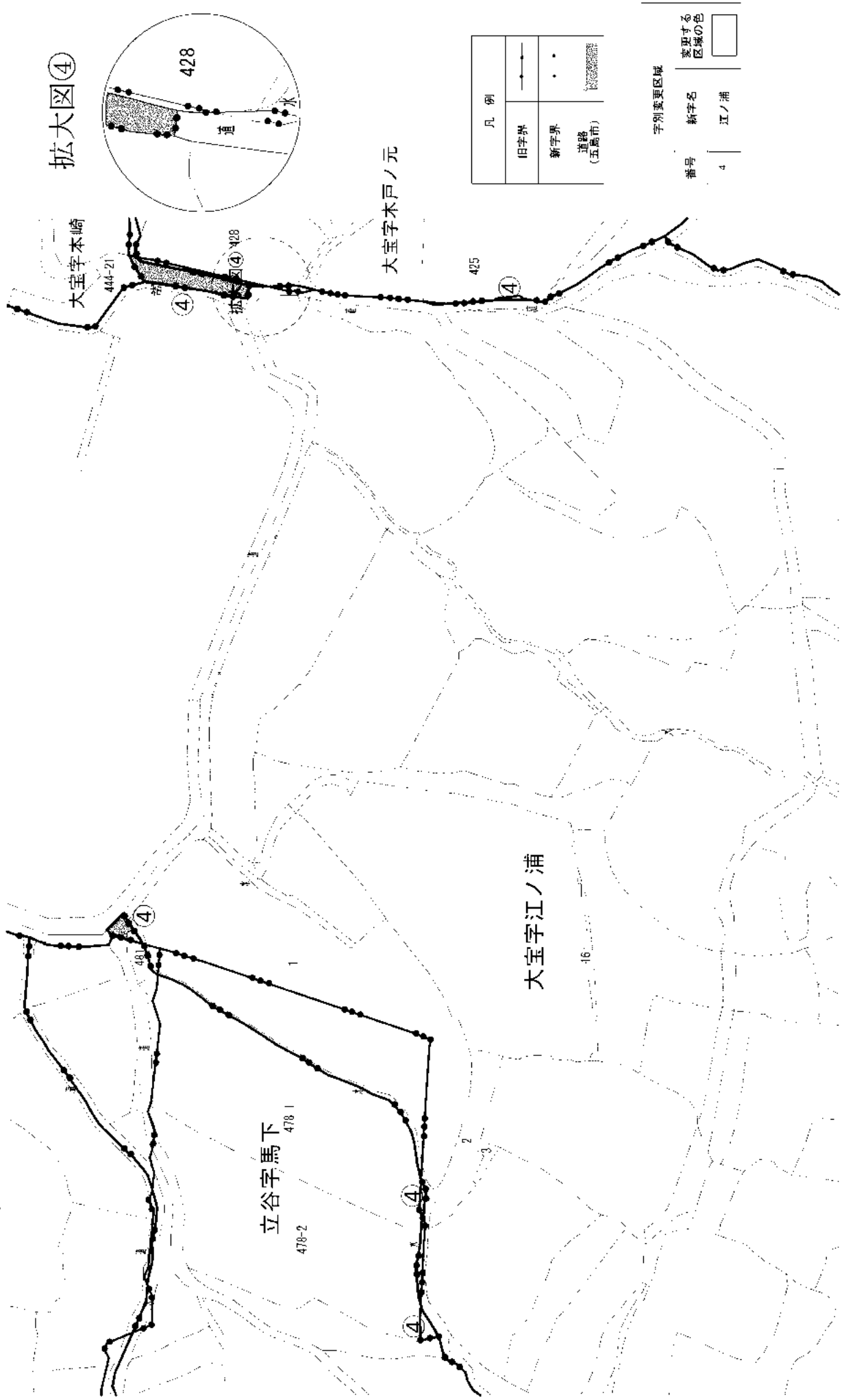
変更する
区域の色
 ■

区域を変更する字の名称 (立谷字馬下)



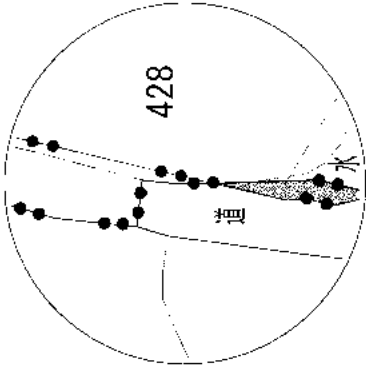
区域を変更する字の名称 (大宝字江ノ浦)

大宝字長山

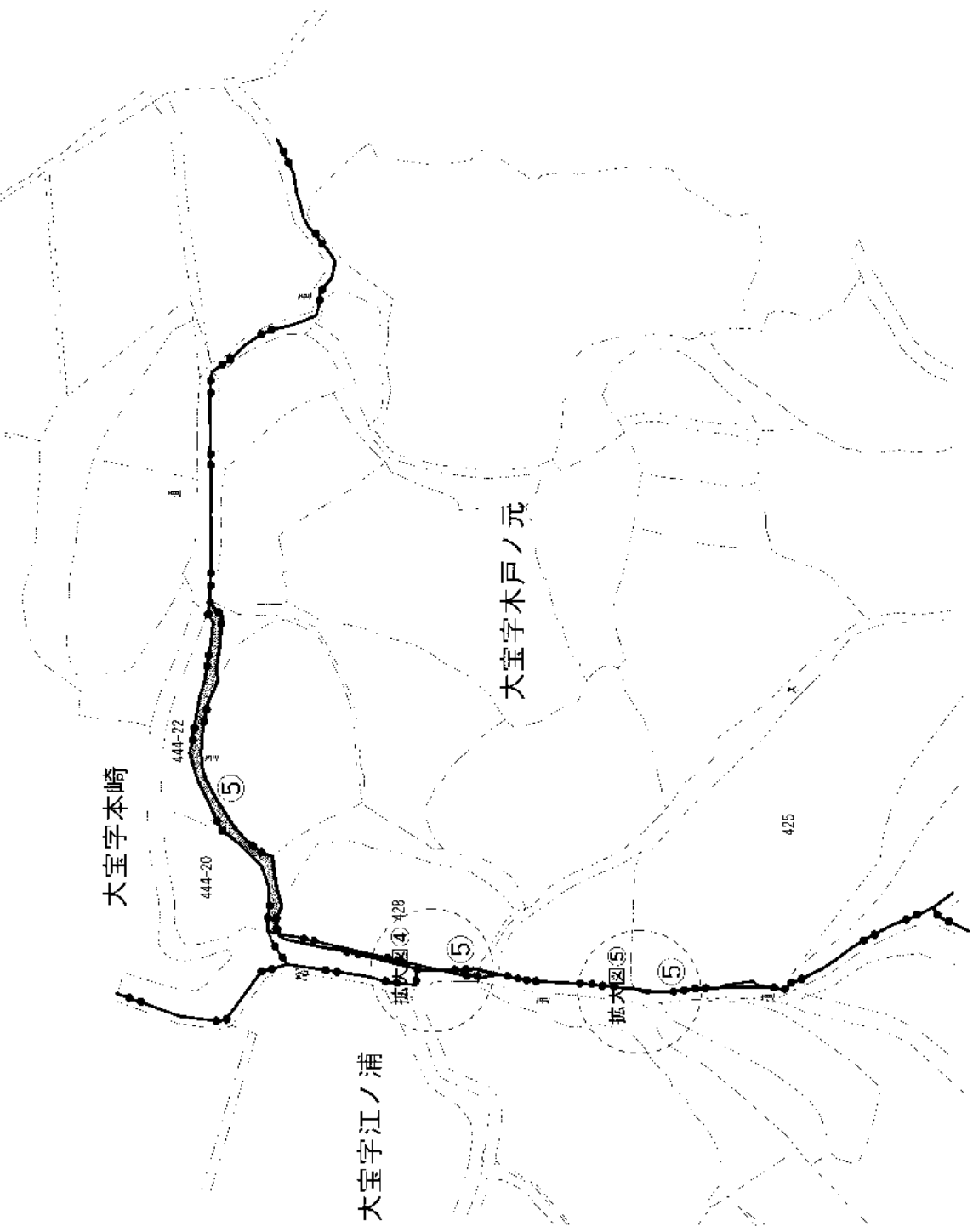
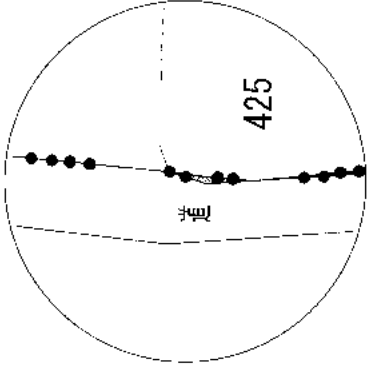


区域を変更する字の名称 (大宝字木戸ノ元①)

拡大図④



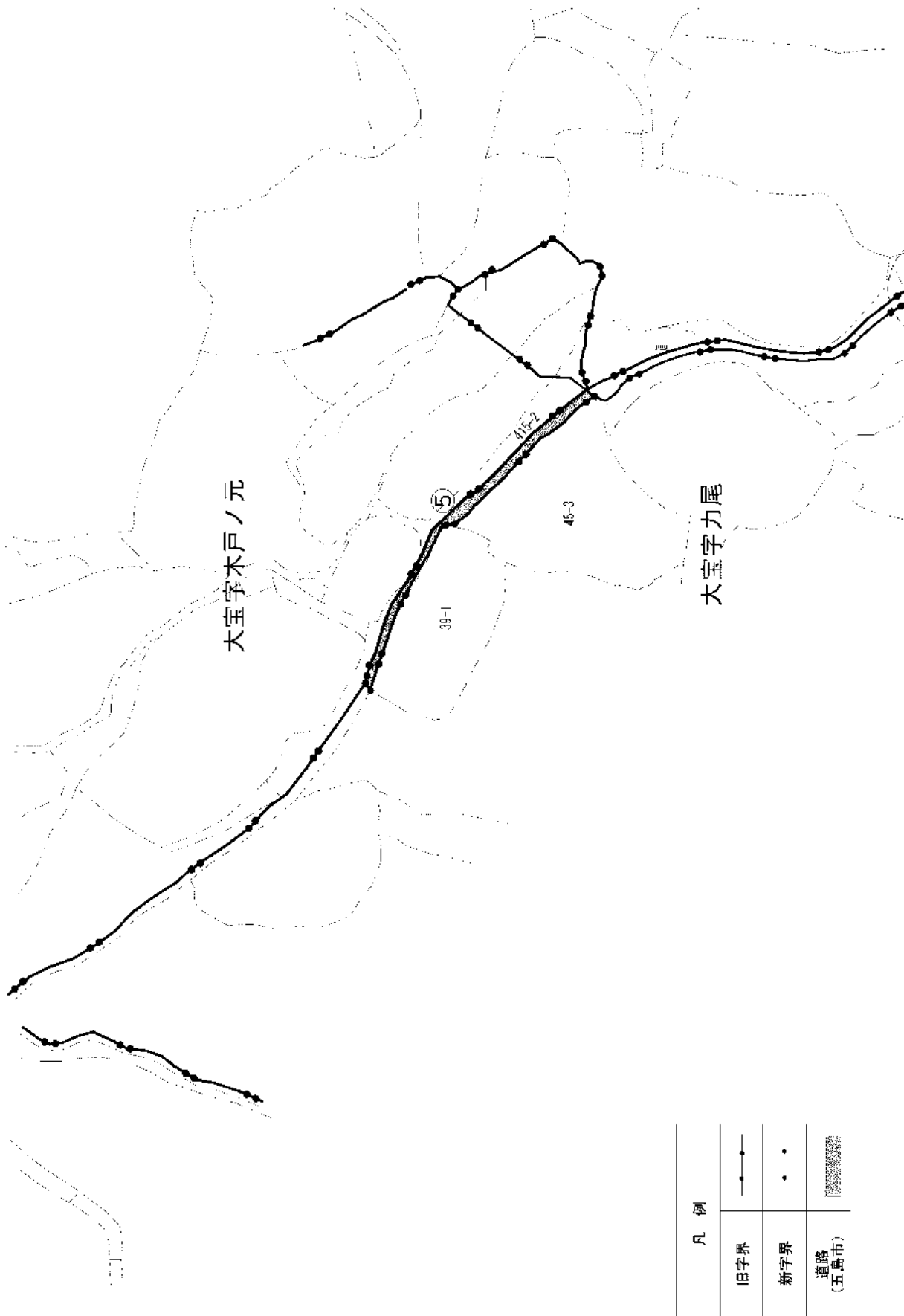
拡大図⑤



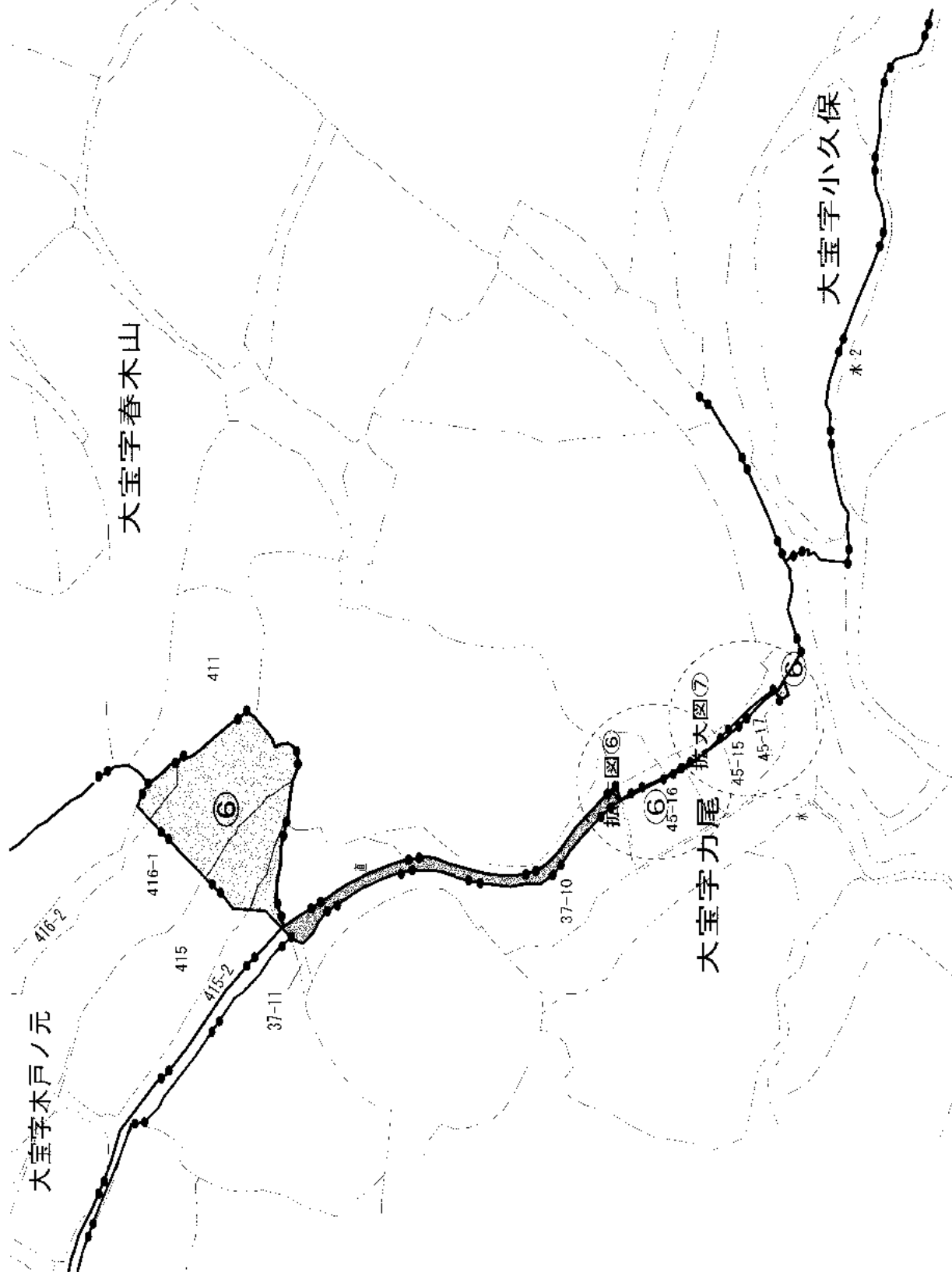
凡 例

旧字界	—
新字界	···
道路 (五島市)	——

区域を変更する字の名称 (大宝字木戸ノ元②)

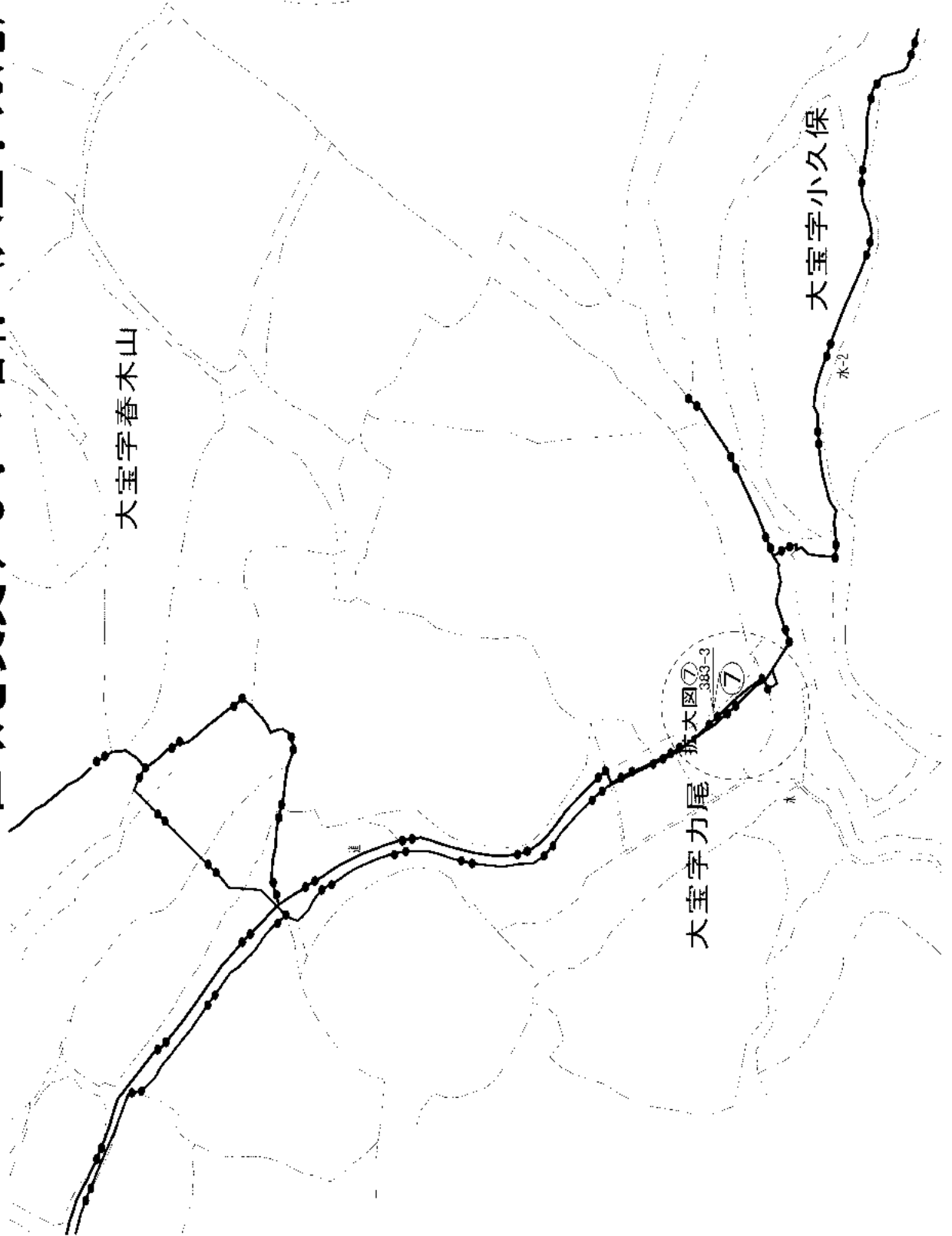


区域を変更する字の名称 (大宝字春木山)

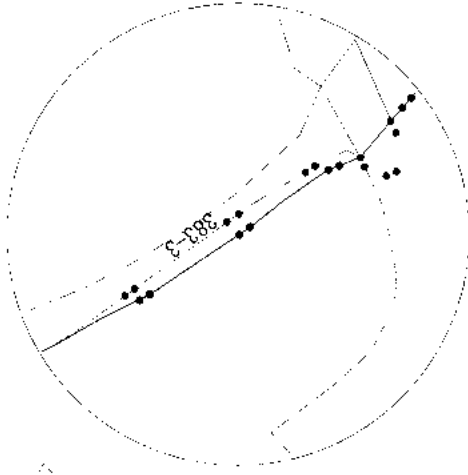


凡例	
旧字界	—
新字界	—●—
道路 (五島市)	—●—
水路 (五島市)	—●—
字別変更区域	
番号	新字名
ε	春木山
	変更する 区域の色

区域を変更する字の名称 (大宝字力尾)



拡大図⑦



凡例	
旧字界	—
新字界	•••
道路	▬
水路	~~~~~
字別変更区域	
番号	変更する区域の色
/	力尾

議案第160号

長崎県市町村総合事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により平成29年2月1日から、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口市太郎

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のように変更する。

「

別表第2中

第3条第1号に関する事務	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
--------------	---

を

「

第3条第1号に関する事務	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
--------------	--

に改める。

」

附 則

この規約は、平成29年2月1日から施行する。

(提案理由)

平成29年2月1日から、長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたことに伴い、組合格約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月7日提出

五島市長 野口 市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

平成28年11月21日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

刈払機の刈刈が普通乗用自動車に接触した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害

賠償の相手方

2 和解の要旨

平成28年10月11日、市道福江299号線の路上において、市が雇用する作業員が、刈払機で路肩の除草作業をしていたところ、走行していた普通乗用自動車 [REDACTED] に刈払機の刈刈を接触させ、同車両の左側フロントフェンダー及びフロントバンパーを損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 普通乗用自動車修理費 96,908円